

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間	
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額
大泉町	1人	45.3歳	—円	—円	—	—
自動車運転手・その他技能労務職	1人	45.3歳	—円	—円	64.6歳	219,400円

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(R4年～R6年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等(パート・アルバイト等)の点において完全に一致しているものではありません。

※「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給与の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※該当職員が1名のため、個人情報保護の観点から公表しません。

(2) 年齢別職員数(令和7年4月1日現在)

区分	31歳～34歳	35歳～38歳	39歳～43歳	44歳～47歳
大泉町	—人	—人	—人	1人
自動車運転手・その他技能労務職	—人	—人	—人	1人
区分	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	計
大泉町	—人	—人	—人	1人
自動車運転手・その他技能労務職	—人	—人	—人	1人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表: 行政職給料表(一)(ただし、級は4級まで)

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当: なし

ウ 昇給基準: 毎年1月1日に勤務成績に応じ4号給(55歳以上の職員にあつては1号給)を標準として昇給させています。

2 基本的な考え方

技能労務職員については、原則退職不補充としており、技能労務職員の退職状況を注視しながら、人事異動等において職員数の適正化を図ります。

3 具体的な取組内容

給与については、国に準じた給与の見直しを行い、人事院勧告による給与制度を遵守していきます。また、技能労務職員も含め、一般行政職についても人事評価制度を導入したことで、評価に応じた昇給基準の運用を検討していきます。